

「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業」について、平成 26 年 12 月 11 日付けで事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定により、事業契約の内容を公表します。

平成 26 年 12 月 11 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 渡辺 明則

1 公共施設等の名称及び立地

豊橋市公共下水道中島処理場
豊橋市神野新田町地内

2 選定事業者の商号又は名称

豊橋市神野新田町字チノ割 25 番地の 1
株式会社豊橋バイオウィル
代表取締役 蔭山 佳秀

3 公共施設等の整備等の内容

(1) 整備する施設

下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみのバイオガス化施設

(2) 処理設備

- ① し尿・浄化槽汚泥濃縮設備
- ② 生ごみ受入・前処理設備
- ③ メタン発酵設備
- ④ バイオガス利活用設備（ガス発電設備）
- ⑤ 汚泥利活用設備（炭化設備）等

(3) 処理量

- ① 汚 泥：約 472 m³/日
- ② 生ごみ：約 59 t /日

4 契約期間

平成 26 年 12 月 11 日から平成 49 年 9 月 30 日まで

5 契約金額

14,784,977,482 円

に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりです。

(市による任意解除)

第 69 条 市は、契約期間中、180 日前までに事業者へ通知することにより、本契約の全部又は付帯事業に係る部分の一部若しくは全部を任意に解除することができる。ただし、市と事業者が協議の上市が特に認めた場合は、本契約のうち未利用地利活用業務に係る部分のみを存続させることができる。

(事業者の債務不履行等による解除)

第 70 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本契約の全部又は付帯事業に係る部分の一部若しくは全部を解除することができる。ただし、市と事業者が協議の上市が特に認めた場合は、本契約のうち未利用地利活用業務に係る部分のみを存続させることができる。

- (1) 事業者が、正当な理由なく、設計業務又は建設業務に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ市が相当期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。
- (2) 引渡日から 30 日間が経過しても、事業者が、正当な理由なく維持管理・運營業務及び発酵後汚泥の利活用等業務に着手しないとき又は引渡予定日以降事業者が維持管理・運營業務に着手できないことが明らかであるとき。
- (3) 事業者が、本契約上の義務又は法令等に違反し、かつ市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (4) 事業者が、本契約に基づき市に対してした報告の内容に著しい虚偽があったとき。
- (5) 事業者について、その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てがあったとき、又は事業者が支払不能又は支払停止となったとき。
- (6) 事業者が、本事業を実施する上で必要な許認可等を取り消され、又は行政機関により営業の停止を命じられたとき。
- (7) 事業者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (8) 事業者又は事業者の代表者、代理人、支配人その他の使用人若しくは本応募者グループが、本事業の募集手続きの公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために行動したと認められるとき。
- (9) 基本協定が解除されたとき。
- (10) 事業者が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当することとなったとき。
- (11) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。

2 市は、前項各号に定めるところのほか、第 59 条に定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、事業者が実施する維持管理・運營業務及び発酵後汚泥の利活用等業務の水準が公募書類において市が要求した本事業の業務水準を満たさないと認めた場合、本契約の全部又は付帯事業に係る部分の一部若しくは全部を解除することができる。ただし、市と事業者が協議の上市が特に認めた場合は、本契約のうち未利用地利活用業務に係る部分のみを存続させることができる。

(市の債務不履行による解除)

第 71 条 市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を改善しない場合、事業者は、本契約の全部又は付帯事業に係る部分の一部若しくは全部を解除することができる。ただし、市と事業者が協議の上市が特に認めた場合は、本契約のうち未利用地利活用業務に係る部分のみを存続させることができる。

2 市が、本契約に定めるところに従って支払うべき金銭の支払いを遅延した場合、当該金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合を乗じて計算した（ただし、1 年を 365 日とする日割計算とする。）金額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

(法令等の変更又は不可抗力)

第 72 条 法令等の変更若しくは不可抗力により、費用等を生じたとき、本契約にしたがった建設業務又は維持管理・運營業務の遂行ができなくなったとき、その他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令等の変更若しくは不可抗力により、本事業を遂行するために追加的な費用が必要な場合、事業者は市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約、公募書類の変更並びに費用等の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

2 法令等の変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合、市は事業者に対して、当該法令等の変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、また費用等の負担は別紙 5（不可抗力による費用等の負担割合）及び別紙 6（法令等の変更による費用等の負担割合）に記載する負担割合によるものとする。

3 前項の定めるところにかかわらず、法令等の変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に第 1 項の協議が調わない場合で、かつ本契約の履行に多大の費用を要すると判断される場合は、市は、本契約の全部又は付帯事業に係る部分の一部若しくは全部を解除することができるものとする。ただし、市と事業者が協議の上市が特に認めた場合は、本契約のうち未利用地利活用業務に係る部分のみを存続させることができる。

7 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりです。

(契約終了日等)

第 67 条 本契約は、平成 49 年 9 月 30 日をもって終了するものとする。

2 事業者は、本事業期間の終了日において、維持管理・運營業務、発酵後汚泥の利活用等業務、未利用地利活用業務及び提案バイオマス処理業務を終了するものとする。

(維持管理・運營業務終了時の業務)

第 68 条 事業者は、維持管理・運營業務、発酵後汚泥の利活用等業務、未利用地利活用業務及び提案バイオマス処理業務の終了に当たり、本施設等を、事業者による業務の終了後も使用可能な状態とするものとする。

2 事業者は、本事業期間の終了日の 5 年前の事業年度に、市の立会いのもと、本施設等の点検を行い、本施設等の状態を市に報告するものとする。

3 事業者は、前項の点検の結果に基づき、市に対して、本事業期間終了後 5 年以内に市が実施すべき本施設等に係る大規模修繕・更新を提案するものとする。

4 事業者は、本事業期間の終了日の 1 年前から、市又は市が指定する第三者に対して、技術指導等維持管理・運營業務及び発酵後汚泥の利活用等業務の実施に必要となる事項の引継ぎを行うものとする。

5 事業者は、前項の引継ぎの一環として、本事業期間の終了日の 1 年前までに、公募書類及び技術提案書に定めるところに従い、技術指導等維持管理・運營業務の実施に必要となる事項を記載した書面（以下「引継書面」という。）を作成するものとする。市は、本契約の契約期間終了後に維持管理・運營業務を実施する事業者の選定にあたり、引継書面を無償で公開することができるものとする。

(引渡日前の解除)

第 74 条 引渡日（同日を含まない。）前に第 69 条ないし第 72 条に定めるところにより本契約の全部又は一部が解除された場合、本契約は、当該解除の対象となった部分につき、将来に向かって終了するものとし、本契約の全部が解除された場合（市と事業者が協議の上本契約のうち未利用地利活用業務に係る部分のみを存続させることとなった場合を含む。以下本条において同じ。）の本施設の取扱いについては、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従うものとする。

(1) 第 70 条に基づく解除の場合は、市は、事業者の費用負担において本施設の出来形部分を検査したうえで、検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）の全部又は一部の引渡しを受けることができる。この場合において、市は、サービス購入費 A のうち引渡しを受けた部分に係る対価を支払うものとし、市はその対価の支払債務と、第 76 条第 1 項第 1 号に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び第 76 条

第3項の損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお残額があるときは、支払い時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。

(2) 第69条又は第71条に基づく解除の場合は、市は、その費用負担において本施設の出来形部分を検査したうえで、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けるものとする。この場合において、市は、サービス購入費Aのうち引渡しを受けた部分に係る対価及び第76条第4項に定めるところの損害賠償額の総額に支払い時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。

(3) 第72条に基づく解除の場合は、市は、その費用負担において本施設の出来形部分を検査したうえで、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けるものとする。この場合において、市は、サービス購入費Aのうち引渡しを受けた部分に係る対価に支払い時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。

(4) 前3号に定めるところの本施設の検査に際して、市が必要と認めるときは、市は、その理由を事前に事業者に対して通知したうえ、本施設を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項にかかわらず、引渡日（同日を含まない。）前に本契約の全部が解除された場合で、建設業務の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができ、事業者はこれに従うものとする。この場合、解除が第69条又は第71条に基づくときは、市がその費用を負担するものとし、第70条に基づくときは、事業者がその費用を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当期間内にかかる更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第70条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の請求に従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分及びその費用について異議を申し出ることができない。

3 引渡日（同日を含まない。）前に第69条ないし第72条に定めるところにより本契約のうち未利用地利活用業務に係る部分が解除された場合、事業者は第55条第1項に基づき借り受けた土地を原状回復の上直ちに市に返還するものとする。ただし、市と事業者が別途合意した場合はこの限りではない。

(引渡日後の解除の効力)

第 75 条 引渡日（同日を含む。）後に第 69 条ないし第 72 条に定めるところにより本契約の全部又は一部が解除された場合、本契約は、当該解除の対象となった部分につき、将来に向かって終了する。この場合、市は、第 34 条に定めるところにしたがって引渡しを受けた本施設の所有権を引き続き所有するものとする。

2 引渡日（同日を含む。）後に第 69 条ないし第 72 条に定めるところにより本契約の全部が解除された場合（市と事業者が協議の上本契約のうち未利用地利活用業務に係る部分のみを存続させることとなった場合を含む。）、市は、本契約が解除された日から 10 日以内に本施設等の現況を検査したうえ、本施設等に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその補修を求めることができる。事業者は、その費用負担において本施設等の補修を実施するものとし、補修完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。市は、当該通知の受領後 10 日以内に補修の完了検査を行うものとする。

3 前項の手續終了後、事業者は、市が要請した場合は速やかに、維持管理・運営業務を市又は市の指定する第三者に引き継ぐものとし、市又は当該第三者が維持管理・運営業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。

4 前項に定めるところに従って、市又は市の指定する第三者が維持管理・運営業務を引き継いだ後、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、サービス購入費を取り扱うものとする。

(1) 第 70 条に基づく解除の場合は、市は、事業者に対し、未払いのサービス購入費 A 及びサービス購入費 B の合計額（ただし、未払いのサービス購入費 B は、解除の時点までに事業者が実施した業務の対価相当額とする。以下本項において同じ。）を、別紙 4（サービス購入費の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うものとし、市はその対価の支払債務と、第 76 条第 1 項第 2 号に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び第 76 条第 3 項の損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとする。なお、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ市の被る損害額が未払いのサービス購入費 A 及びサービス購入費 B の合計額を上回る場合には、市は、当該未払いのサービス購入費 A 及びサービス購入費 B の支払い期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額を相殺することにより、未払いのサービス購入費 A 及びサービス購入費 B の合計額の支払義務を免れることができるものとする。

(2) 第 69 条又は第 71 条に基づく解除の場合は、市は、事業者に対し、未払いのサービス購入費 A 及びサービス購入費 B の合計額を、別紙 4（サービス購入費の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うとともに、第 76 条第 4 項に定めるところの損害賠償の総額を、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。

(3) 第 72 条に基づく解除の場合は、市は、事業者に対し、未払いのサービス購入費 A 及びサービス購入費 B の合計額を、別紙 4（サービス購入費の構成及び支払方法）の定

めるところに従い支払うものとする。また、市は事業者が維持管理・運營業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。

(4) 事由の如何を問わず、解除日以降、市は、サービス購入費C及びサービス購入費Dの支払義務を免れるものとする。ただし、本契約の解除日が属する支払い対象期間に関するサービス購入費C及びサービス購入費Dに関しては、実働ベースで清算を行って支払いを行うものとする。

5 引渡日（同日を含む。）後に第69条ないし第72条に定めるところにより本契約のうち未利用地利活用業務に係る部分が解除された場合、本契約は、当該部分につき、将来に向かって終了する。この場合において、事業者は第55条第1項に基づき借り受けた土地を原状回復の上直ちに市に返還するものとする。ただし、市と事業者が別途合意した場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第76条 第70条の規定により本契約の全部が解除された場合（市と事業者が協議の上未利用地利活用業務に係る部分のみを存続させることとなった場合を含む。）、事業者は、次の各号に定める額に相当する違約金を市の指定する期限までに支払うものとする。

(1) 引渡日（同日を含まない。）までに解除された場合

第23条の契約保証金相当額

(2) 引渡日（同日を含む。）以降に解除された場合

解除日が属する事業年度において支払われるべき提案時におけるサービス購入費C及びサービス購入費Dの1事業年度分の総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する額。

2 前項第1号の場合において、契約保証金（第23条第2項第1号の保険を付した場合に、市に支払われる保険金があるときはその保険金をいう。以下本項において同じ。）の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、市は、契約保証金又は担保をもって、前項の支払いに充当することができる。

3 第70条に基づく本契約の全部又は一部の解除に起因して市に損害が生じた場合、事業者は、その損害を賠償するものとする。ただし、第1項に基づき事業者が支払いを行っている場合には、賠償額から当該支払金額を控除する。

4 第69条又は第71条の規定により本契約が解除された場合、市は、当該解除により事業者が被った損害額を支払うものとする。

(保全義務)

第77条 事業者は、解除の日から第74条第1項第1号ないし第3号に基づく引渡し又は第75条第3項による維持管理・運營業務の引継ぎの完了まで、本施設等（本施設の出来形部分を含む。）について、自らの責任及び費用負担において、以後も本施設等を利用するため

に必要と認められる保全措置をとらなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第 78 条 事業者は、第 74 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号に基づく引渡し又は第 75 条第 3 項による維持管理・運営業務の引継ぎの完了と同時に、市に対して、設計図書及び完工書類（ただし、既に事業者が市に提出しているものを除く。また、本契約が本施設の引渡日前に解除された場合、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。）その他本施設等の整備及び補修に係る書類並びに維持管理・運営業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

2 市は、前項に基づき提出を受けた図書等を本施設等の維持管理・運営のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）し、また第三者に使用させることができるものとし、事業者は、本項に基づく市の使用又は第三者の使用に対し、第三者が著作権又は著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

(所有権の移転)

第 79 条 事業者は、第 74 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号に基づき本施設の出来形部分の所有権を市に移転する場合、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に対して移転しなければならない。